

第6期菊陽町障がい福祉計画

第2期菊陽町障がい児福祉計画

令和3年3月
熊本県 菊陽町

ごあいさつ

障がいのある人があるがままの姿で、他の人たちと同等の権利を享受できるノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある人の自立と社会参加への意識は年々高まりを見せています。障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、障がいのある人が地域の中で、社会の一員として自立して生活していくことが期待されています。



本町では、障害者基本法の規定に基づき、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「第3期菊陽町障がい者計画」を策定し、「こころ触れ合う ともに支えあうまち きくよう」を基本理念に、すべての障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを進めています。また、この計画を円滑に進めるために、「第5期菊陽町障がい福祉計画」、「第1期菊陽町障がい児福祉計画」を併せて策定し、基本理念の実現に向けた総合的かつ効果的な障がい者施策の推進に努めてきました。

今回、この2つの計画の計画期間が終了することに伴い、国の基本指針に即しつつ、既存の計画を分析・評価しながら、新たに令和3年度から令和6年度までの3年間を計画期間とする「第6期菊陽町障がい福祉計画」、「第2期菊陽町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

計画の策定に当たりましては、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・複雑化などによる多様化するニーズにきめ細かに対応できるよう、本町の実情に見合った施策を盛り込んだところです。

計画の実施に当たりましては、当事者の方のご意見をお聞きしながら、町民の皆様や関係者の皆様と行政がそれぞれの役割を担い合い、さらに連携を図りながら、基本理念にあります「こころ触れ合う ともに支えあうまち きくよう」の実現を引き続き目指して、まちづくりを進めて参りたいと考えており、町民の皆様のなお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位、さらにはアンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

菊陽町長 後 藤 三 雄

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	策定体制	6
II	障がいのある人を取り巻く状況	7
1	人口の状況	8
2	障がい者の状況	9
3	事業所アンケート調査	17
4	利用者アンケート調査	37
III	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	39
1	障害福祉サービスの提供体制の確保	40
2	相談支援体制の確保	42
3	障がい児支援の提供体制の確保	43
IV	成果目標、活動指標、地域生活支援事業の充実	45
1	第6期障がい福祉計画における成果目標	46
2	障害福祉サービスの充実（活動指標）	49
3	その他の活動指標	55
4	第2期障がい児福祉計画における成果目標	57
5	障がいのある児童を対象としたサービスの充実（活動指標）	59
6	発達障がい者等に対する支援（活動指標）	63
7	地域生活支援事業の充実	64
V	計画の推進体制	79
1	計画の推進	80
2	計画の点検・評価体制	81
	資料編	83
1	菊陽町障がい者計画等策定委員会設置要綱	84
2	計画策定委員会委員名簿	86
3	計画策定の経緯	87

「障害」のひらがな表記の取扱いについて

表記の取扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表記することが適当でないときは、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。

適用されないもの

法律などの名称や使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおり漢字表記としています。

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、これまで平成 18 年度から 3 年間で 1 期として 5 期にわたり「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の拡充に取り組んできました。また、児童福祉法の改正により、平成 30 年度から 3 年間で 1 期として「障害児福祉計画」も新たに策定し、障がい児支援の体制整備に取り組んできたところです。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定する計画です。

策定に当たっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号：最終改正令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）」（以下「国の基本指針」という。）に即し、本町における障がいのある人の現況やニーズを踏まえた上で、数値目標の設定やサービス需要の見込量の算出を行います。

「第 6 期菊陽町障がい福祉計画」及び「第 2 期菊陽町障がい児福祉計画」は、これまでの既存計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな国の基本指針に的確に対応した上で、本町の実情に見合った計画となるよう策定するものです。

◆ 障がい者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） ・ 身体、知的、精神の3障がいのサービスを一元化 ・ 応能負担から応益負担へ 等 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） ・ 障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月） ・ 差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10月） ・ 通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） ・ 理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） ・ 基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・ 計画期間の短縮 等
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） ・ 障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） ・ 差別の禁止、差別解消の取組の義務化 等 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） （一部、平成 30 年 4 月施行予定） ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） ・ 利用促進等の推進、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・ 切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	国において「障害者基本計画（第4次）」策定（3月） ・ 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築 ・ 地域生活への移行の支援 ・ 障がいのある子どもへの支援 ・ 精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 等 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） ・ 障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等

2 計画の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づき策定が位置づけられている法定計画です。

◆ 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） （平成 30 年 4 月施行）
第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

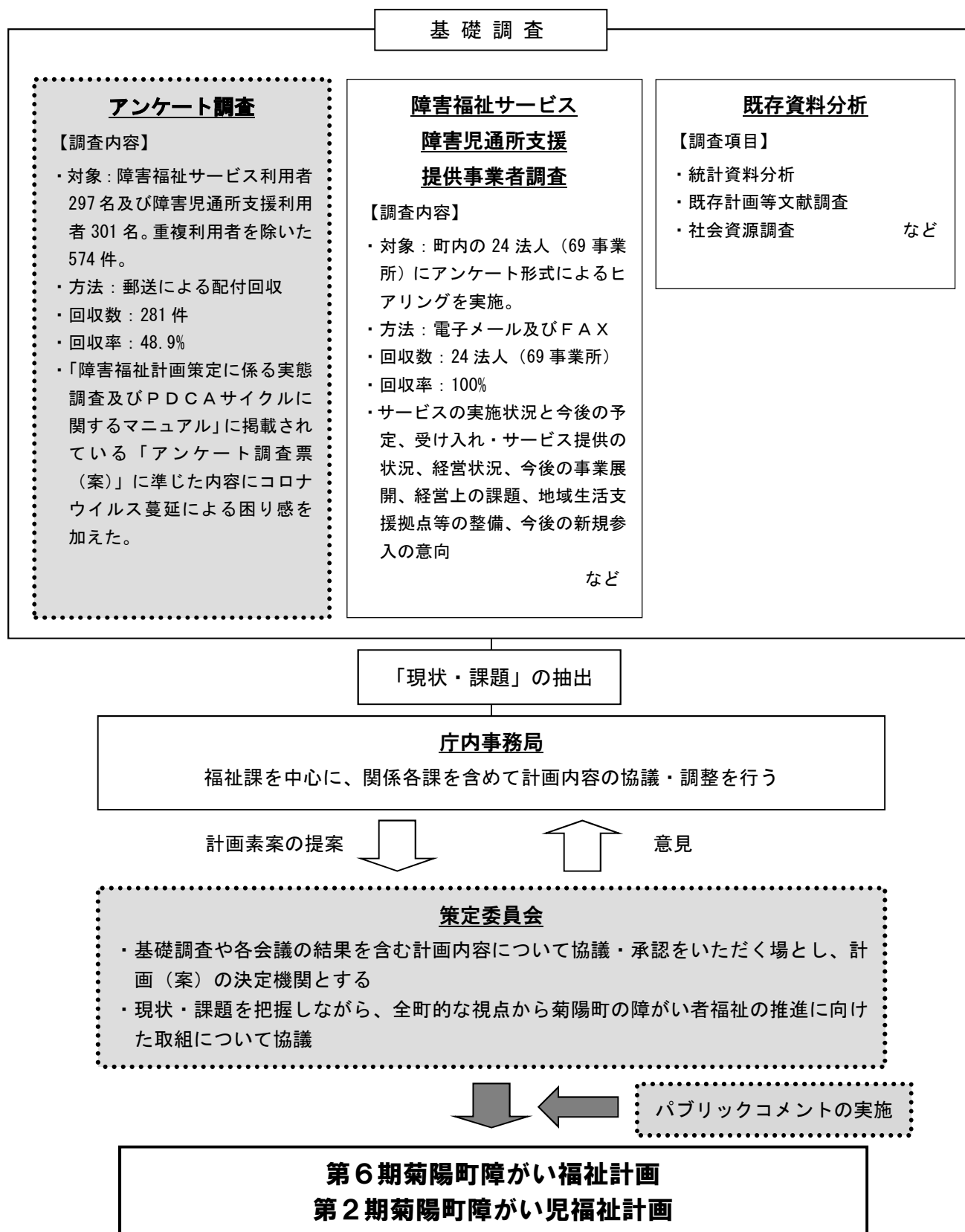
本計画は、障害者総合支援法に基づく「第6期菊陽町障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく「第2期菊陽町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、「第3期菊陽町障がい者計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））」との整合性を図っています。

「第6期菊陽町障がい福祉計画」、「第2期菊陽町障がい児福祉計画」の計画期間を令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の3年間を期間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
第3期菊陽町障がい者計画						
・第5期菊陽町障がい福祉計画 ・第6期菊陽町障がい福祉計画	第5期菊陽町障がい福祉計画		見直し	第6期菊陽町障がい福祉計画		見直し
・第1期菊陽町障がい児福祉計画 ・第2期菊陽町障がい児福祉計画	第1期菊陽町障がい児福祉計画		見直し	第2期菊陽町障がい児福祉計画		見直し

4 策定体制



※ [点線枠] は、住民参加による策定プロセス

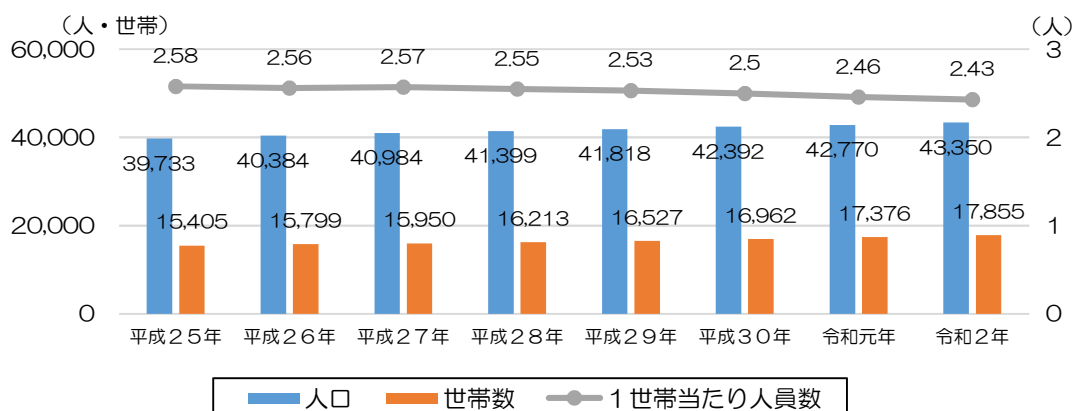
II 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口の状況

本町の人口は徐々に増加しており、令和 2（2020）年の人口は対平成 25 年比で、約 9.0%の増加となっています。世帯数も増加し続けています。1 世帯あたり人員数は平成 25 年で 2.58 人、令和 2（2020）年で 2.43 人となっており、全体的には減少傾向にあります。

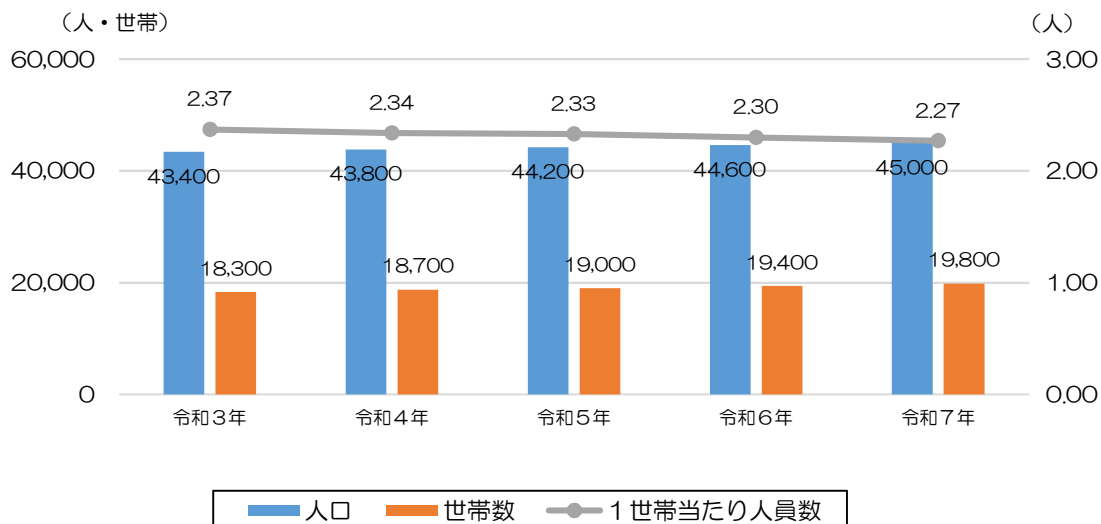
将来予測では、人口、世帯数は増加、1 世帯あたりの人員数は減少となっています。

【菊陽町における人口、世帯数、1 世帯あたり人員数の推移】



資料：熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査課
(平成 27 年は国勢調査による)

【菊陽町における人口、世帯数、1 世帯あたり人員数の将来予測】



資料：菊陽町資料

*国勢調査を基礎に、住民異動等を考慮し作成

2 障がい者の状況

① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的には増加傾向にあると考えられます。手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者は平成 30 年度から令和元年度にかけて 39 人減少し、平成 28 年度から令和元年度にかけては 21 名減少しています。療育手帳所持者は平成 30 年度から令和元年度にかけて 9 名増加し、平成 28 年度から令和元年度にかけては 33 名増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 30 年度から令和元年度にかけて 21 名増加し、平成 28 年度から令和元年度にかけては 61 名増加しています。

【手帳所持者の状況】

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計	1,859	1,907	1,941	1,932
身体障害者手帳	1,313	1,331	1,331	1,292
療育手帳	309	318	333	342
精神障害者保健福祉手帳	237	258	277	298

資料：熊本県（各年度 3 月 31 日現在）

② 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数はほぼ横ばいと考えられ、「65 歳以上」が全体の約 7 割を占めています。

障がい程度別にみると、「4 級」が最も多く、次いで「1 級」、「3 級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

【身体障害者手帳所持者の状況】

単位：人

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
合 計		1,313	1,331	1,331	1,292
年代別	18 歳未満	30	29	31	32
	18 歳～64 歳	352	349	345	325
	65 歳以上	931	953	955	935
障がい 程度別	1 級	373	381	374	362
	2 級	179	182	183	181
	3 級	192	198	195	183
	4 級	420	416	425	410
	5 級	70	73	75	72
	6 級	79	81	79	84
障がい 種別	視覚障がい	66	69	70	63
	聴覚・平衡機能障がい	124	127	128	130
	音声・言語・そしゃく機能障がい	13	12	12	11
	肢体不自由	664	665	661	647
	内部障がい	446	458	460	441

資料：熊本県（各年度 3 月 31 日現在）

③ 知的障がいのある人

療育手帳所持者の状況をみると、すべての年代で増加傾向にあります。また、「18 歳未満」、「18～64 歳」で全体の9割以上を占めています。

障がい程度別にみると、「B2（軽度）」が最も多く、次いで「B1（中度）」と続いています。

【療育手帳所持者の状況】

単位：人

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合 計		309	318	333	342
年代別	18 歳未満	115	115	124	124
	18 歳～64 歳	179	187	190	196
	65 歳以上	15	16	19	22
障がい 程度別	A 1（最重度）	55	55	58	56
	A 2（重度）	56	57	57	58
	B 1（中度）	93	98	100	101
	B 2（軽度）	105	108	118	127

資料：熊本県（各年度 3 月 31 日現在）

④ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、年代別では「18 歳～64 歳」が最も多くを占めています。

障がい程度別にみると「2 級」が最も多く、次いで「3 級」と続いています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

単位：人

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合 計		237	258	277	298
年代別	18 歳未満	3	2	4	4
	18 歳～64 歳	188	206	214	236
	65 歳以上	46	50	59	58
障がい 程度別	1 級	47	45	41	37
	2 級	152	167	180	192
	3 級	38	46	56	69

資料：熊本県（各年度 3 月 31 日現在）

⑤ 障害支援区分認定者数

障害支援区分認定者は「区分 6」が最も多く、次いで「区分 3」、「区分 5」と続いています。

【障害支援区分認定者数の状況】

単位：人

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
令和元年度	3	11	30	13	23	70	150

資料：福祉課（令和 2 年 3 月 31 日現在）

⑥ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成 28 年度から令和元年度にかけて 67 人増加しています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

単位：人

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	617	628	666	684

資料：熊本県（各年 3 月 31 日現在）

⑦ 自立支援医療（更生医療）受給者数の状況

自立支援医療（更生医療）受給者数の推移をみると、平成 28 年度から令和元年度にかけて 3 人減少しており、ほぼ横ばいとなっています。

【自立支援医療（更生通院医療）受給者数の推移】

単位：人

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
自立支援医療（更生医療）受給者数	126	129	124	123

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

⑧ 自立支援医療（育成医療）受給者数の状況

自立支援医療（育成医療）受給者数の推移をみると、平成 28 年度から令和元年度にかけて 10 人増加しています。

【自立支援医療（育成通院医療）受給者数の推移】

単位：人

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
自立支援医療（育成医療）受給者数	18	17	23	28

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

⑨ 補装具の給付状況

補装具給付決定者数の推移をみると、例年ほぼ横ばいで推移しています。

【補装具給付決定者数の推移】

単位：人

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
補装具給付決定者数	68	68	72	67

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

⑩ 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは 130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成 27 年 7 月 1 日現在で医療費助成制度の対象となる指定難病は 306 疾病、小児慢性特定疾病は 704 疾病となり、平成 29 年 4 月 1 日現在で医療費助成制度の対象となる指定難病は 330 疾病、小児慢性特定疾病は 722 疾病（14 疾患群）となりました。

なお、令和元年 7 月 1 日現在で医療費助成制度の対象となる指定難病は 333 疾病、小児慢性特定疾病は 762 疾病（16 疾患群）となっています。

また、令和元年 7 月 1 日現在において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の 361 疾患が、障害福祉サービス等の利用対象疾患となっています。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の推移】

- ・平成 25 年 4 月 1 日現在：130 疾病
- ・平成 27 年 1 月 1 日現在：151 疾病
- ・平成 27 年 7 月 1 日現在：332 疾病
- ・平成 29 年 4 月 1 日現在：351 疾病
- ・平成 30 年 4 月 1 日現在：359 疾病
- ・令和元年 7 月 1 日現在：361 疾病

⑪ 特別支援学級の状況

特別支援学級の状況では、設置校は小・中学校合わせて 8 校で、児童生徒数は小・中学校合わせて 215 名となっています。

<特別支援学級の状況>

	設置校数（校）	学級数（学級）	児童生徒数 （人）
小学校	6	32	160
中学校	2	9	55
合計	8	41	215

資料：教育委員会学務課(令和 2 年 5 月 1 日現在)

⑫ 障がい児を取り巻く状況

発達障害者支援法の施行（平成 17 年 4 月）から 10 年以上経過し、この間、発達障がい児に対する理解促進及び普及啓発並びに療育支援体制の整備が図られるとともに、教育分野においては、特別支援教育の推進が図られてきました。

また、改正発達障害者支援法の施行（平成 28 年 8 月）により、支援が切れ目なく行われることに関する市町村の責務が明確化され、発達障がい児の早期発見及び早期支援のための体制の整備、家族等への支援及び地域における支援体制の構築などが明記されています。

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を確保する必要があります。加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）を支援するための体制構築も重要となります。

本町では、発達障がい児の早期発見及び早期支援のための体制整備、家族等への支援に資するため、平成 26 年度から巡回支援専門員整備事業を実施しています。保育所等を専門職員が巡回し、保育士や保護者への直接支援を行うとともに、支援者のスキルを向上させることができるよう、支援者支援にも取り組んでいます。また、支援のつなぎのために、小学校低学年への巡回支援も行えるよう、体制整備に取り組んでいるところです。

就学前の施設を巡回することで、発達障がい児の早期発見及び早期療育へのつながりが可能となったり、保育士の資質向上が図られたり、就学前の教育委員会との連携が可能となるなど一定の効果が出ています。また、将来的なひきこもり案件を抑制する効果も期待できます。

今後も、障がい児を取り巻くニーズを的確に捉えながら、施策を進めていく必要があります。

⑬ 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

放課後児童健全育成事業、認定こども園、保育所における障がい児の受入実績及び見込みは下記のとおりとなります。

区 分	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
	障がい児 受入人数 (人)	障がい児 受入人数 (人)	障がい児 受入人数 見込み (人)	障がい児 受入人数 見込み (人)	障がい児 受入人数 見込み (人)	障がい児 受入人数 見込み (人)
放課後児童健全育成事業	24	23	27	30	32	34
認定こども園	1	1	3	4	5	5
保育所	29	38	45	50	55	58

資料：子育て支援課

3 事業所アンケート調査

菊陽町内におけるサービス提供事業所（24 法人 69 事業所）に対し、サービス提供の実態や事業所運営等における調査を行い、計画に反映させました。

①調査期間

令和 2 年 11 月 17 日から 12 月 4 日まで

②調査方法

菊陽町内の全事業所を対象に電子メール及びファックスにて調査を行いました。

③回収結果

調査数	有効回収数	有効回収率
24 法人（69 事業所）	24 法人（69 事業所）	100%

問1 令和2年11月時点で実施しているサービスの現在の実施状況と今後の実施予定についてお答えください。

(「現在」実施していない場合は「今後」についてもお答えください。)

【訪問系サービス】

単位：法人

	現在		今後		
	実施している	実施していない	実施予定	実施の予定はない	検討中
居宅介護（ホームヘルプ）	4	20	0	20	0
重度訪問介護	3	21	0	21	0
行動援護	0	24	0	24	0
同行援護	2	22	0	22	0
重度障害者等包括支援	0	24	0	24	0

【日中活動系サービス】

単位：法人

	現在		今後		
	実施している	実施していない	実施予定	実施の予定はない	検討中
生活介護	2	22	1	20	1
就労移行支援	3	21	0	20	1
就労継続支援A型	7	17	0	16	1
就労継続支援B型	5	19	1	16	2
就労定着支援	1	23	1	21	1
自立訓練（機能訓練）	0	24	0	23	1
自立訓練（生活訓練）	0	24	0	22	2
自立生活援助	0	24	0	23	1
短期入所（ショートステイ）	1	23	0	22	1

【居住系サービス】

単位：法人

	現在		今後		
	実施している	実施していない	実施予定	実施の予定はない	検討中
施設入所支援	1	23	0	23	0
共同生活援助（グループホーム）	3	21	0	20	1
療養介護	0	24	0	24	0
医療型児童入所支援	0	24	0	24	0
福祉型児童入所支援	0	24	0	24	0

【児童サービス】

単位：法人

	現在		今後		
	実施している	実施していない	実施予定	実施の予定はない	検討中
児童発達支援	8	15	0	15	0
医療型児童発達支援	0	24	0	23	1
放課後等デイサービス	11	13	1	12	0
居宅訪問型児童発達支援	0	24	0	23	1
保育所等訪問支援	1	23	0	21	2

【相談支援】

単位：法人

	現在		今後		
	実施している	実施していない	実施予定	実施の予定はない	検討中
障害児相談支援	4	20	1	17	2
計画相談支援	4	20	1	17	2
地域移行支援	2	22	0	22	0
地域定着支援	2	22	0	22	0

【地域生活支援事業】

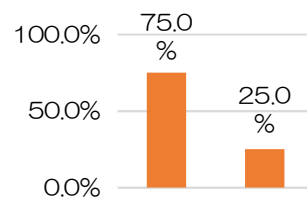
単位：法人

	現在		今後		
	実施している	実施していない	実施予定	実施の予定はない	検討中
地域活動支援センター	1	23	0	23	0
移動支援事業	2	22	0	22	0
日中一時支援事業	1	23	0	21	2
訪問入浴サービス事業	1	23	0	23	0

問 2 サービスの受け入れ（サービス提供の状況）についてお聞かせください。

（1）貴事業所では、利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）できなかったことがありますか。

菊陽町にある 24 法人のうち、18 法人が利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）ができなかったことがあると回答しています。



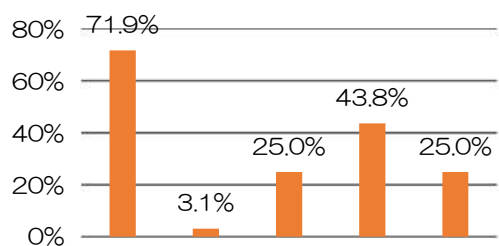
	回答 法人 数	ある	ない
上段：回答法人数（件数） 下段：回答割合（%）			
全体（N=24）	24	18	6
	-	75.0%	25.0%

問2 サービスの受け入れ（サービス提供の状況）についてお聞かせください。

(2) 受け入れ（サービス提供）できなかったサービスは何ですか。また、受け入れできなかった理由は何ですか。（複数回答可）

受け入れ（サービス提供）できなかった理由は、「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」が71.9%で最も多く、次いで「新規契約者を受け入れる余裕がなかった」が43.8%となっています。

居宅介護（ホームヘルプ）、児童サービスでの割合が高くなっています。



上段：回答事業所（件数） 下段：回答割合（%）	回答事業所数	希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた	希望される時間帯に、事業所としてサービス提供してなかった	事業所では対応できない困難ケースだった（障がい種別、障がい程度などによる）	新規契約者を受け入れる余裕がなかった	その他
全体（N=32）	32	23	1	8	14	8
	-	71.9%	3.1%	25.0%	43.8%	25.0%
居宅介護（ホームヘルプ）	5	4	1	2	2	2
重度訪問介護	1	1	0	1	0	0
同行援護	1	1	0	0	0	2
生活介護	1	1	0	0	1	0
就労移行支援	1	1	0	0	0	0
就労継続支援A型	3	1	0	2	1	0
就労継続支援B型	3	2	0	1	1	0
短期入所（ショートステイ）	1	1	0	0	1	0
施設入所支援	1	1	0	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	2	1	0	1	2	0
児童発達支援	4	4	0	0	2	1
放課後等デイサービス	6	5	0	1	2	1
障害児相談支援	1	0	0	0	0	1
計画相談支援	2	0	0	0	1	1

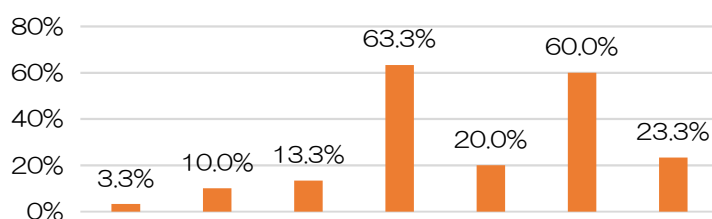
【主なその他の意見】

- 1回の支援時間が長く、調整できなかった。（居宅介護）
- ヘルパーの確保が難しい（居宅介護・同行援護）
- シフト制のため、今出かけたいに対応できない。（同行援護）
- 利用定員に達しており、固定曜日でのご案内ができず、キャンセル待ち（1回/週程度）を促すと断られてしまうことがある。（児童発達支援）
- ほぼすべての曜日が定員に達しているため。（放課後等デイサービス）
- 町内利用希望者（児）は何とか無理をして受入し、他市町村の利用希望について、受入できない状況にある。（障害児相談支援・計画相談支援）

問3 利用者から望む声は大きい、不足していると感じられる障害福祉サービス等がありますか。また、それらのサービスについて、定員増員や新規参入が進まない理由を選択してください。（複数回答可）

不足していると感じられるサービスは、共同生活援助（グループホーム）と回答している事業所が5事業所と一番多く、次いで放課後等デイサービスと回答している事業所が4事業所となっています。

また、定員増員や新規参入が進まない理由は、「職員の確保が困難である」が63.3%で最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が60.0%となっています。



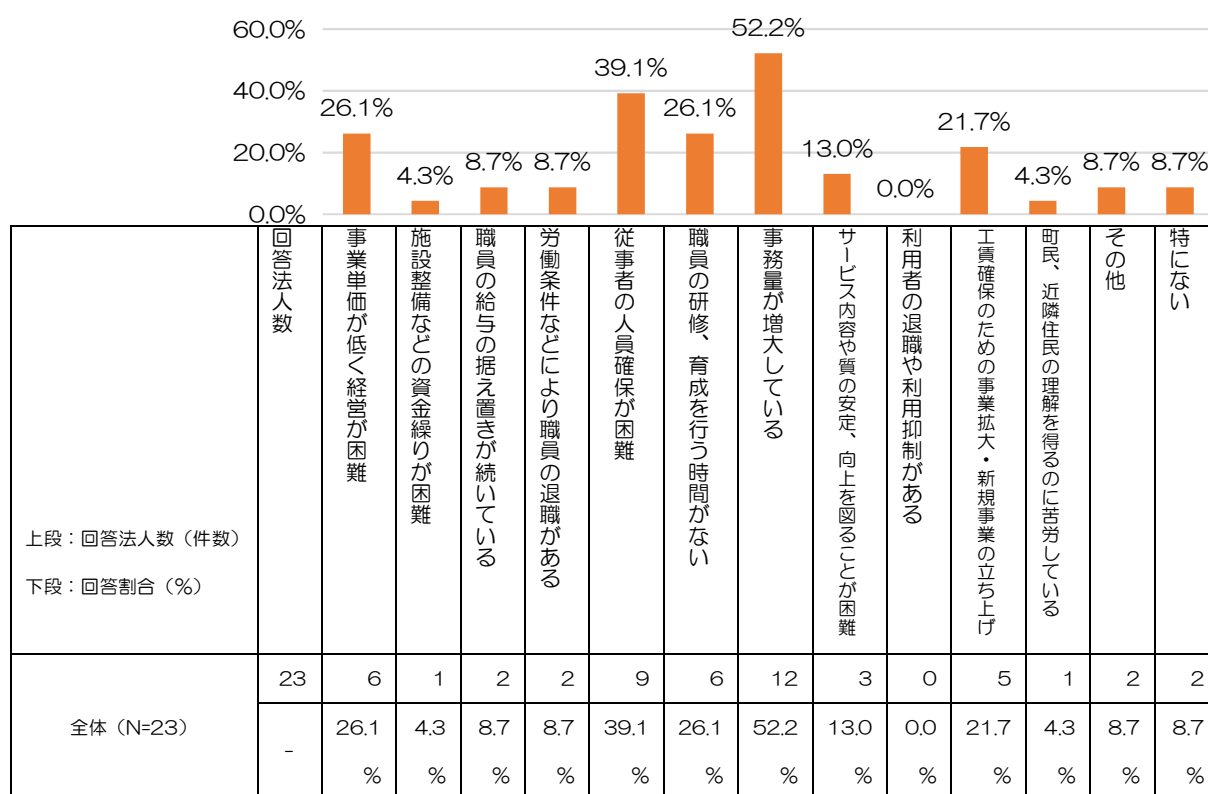
上段：回答事業所（件数） 下段：回答割合（%）	回答事業所数	現状の規模を保つことができればよく、事業を拡大する意向がない	現状で利用者が確保できていないので、定員増や新規参入は難しい	事業の提供場所（土地や建物）の確保が困難である	職員の確保が困難である	利用需要の見込が立てづらい	報酬単価が低く、採算性に不安がある	その他
	30	1	3	4	19	6	18	7
全体（N=30）	-	3.3%	10.0%	13.3%	63.3%	20.0%	60.0%	23.3%
居宅介護（ホームヘルプ）	3	1	1	0	3	0	2	2
重度訪問介護	2	0	0	0	2	1	1	2
同行援護	2	0	1	0	1	1	0	1
生活介護	2	0	0	0	0	1	1	0
就労移行支援	1	0	0	0	0	0	1	0
就労継続支援A型	2	0	1	0	1	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	1	0	0	0	1	0	1	0
自立生活援助	1	0	0	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	5	0	0	3	1	0	4	0
療養介護	1	0	0	0	1	1	0	0
医療型児童入所支援	1	0	0	0	1	1	0	0
児童発達支援	2	0	0	0	1	0	1	1
放課後等デイサービス	4	0	0	1	3	1	2	0
障害児相談支援	1	0	0	0	1	0	1	0
計画相談支援	2	0	0	0	2	0	2	0

【主なその他の意見】

- ヘルパー固定の希望が強くあり少人数で支えるには限界がある。支援者を増やしたくない
→支援回数を増やせない。（居宅介護・同行援護）
- 個々の利用ニーズへの対応が困難。（居宅介護・重度訪問介護）
- 職員が高齢のため、身体介護のケアが困難（重度訪問介護）
- 質の高い事業所が少ないように感じる。（就労継続支援A型・児童発達支援）
- 地域の社会資源ではなく、自法人の日中活動の定員確保の手段になっている。（共同生活援助）
- 家族では対応が難しいケースの人や、一人暮らしでも地域での理解が難しい人達の住まいの場として。（共同生活援助）

問4 事業所の経営上の課題についてお聞かせください。（複数回答可）

事業所の経営上の課題については、「事務量が増大している」が52.2%で一番多く、次いで「従事者の人員確保が困難」が39.1%、「事業単価が低く経営が困難」、「職員の研修、育成を行う時間がない」が26.1%となっています。

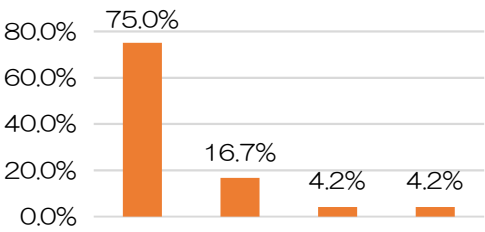


【主なその他の意見】

- 職員の研修、育成を行う時間が少ないため、職員各々の資質向上が課題。
- 一般就労できなかった場合の受け皿をつくる。

問5 今後サービス利用を希望する人数が、どのように変化すると見込んでいますか。（選択は1つだけ）

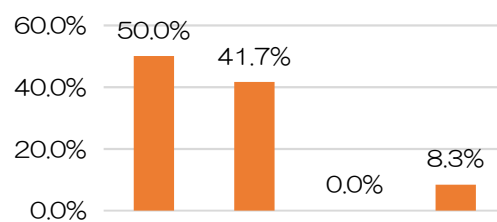
今後サービス利用を希望する人数については、75.0%の法人が「増加すると見込んでいる」と回答しています。



	回答法人数	増加すると見込んでいる	横ばいであると見込んでいる	減少すると見込んでいる	わからない
上段：回答法人数（件数）					
下段：回答割合（％）					
全体（N=24）	24	18	4	1	1
	-	75.0%	16.7%	4.2%	4.2%

問6 今後の事業展開について、どのようにお考えですか。（選択は1つだけ）

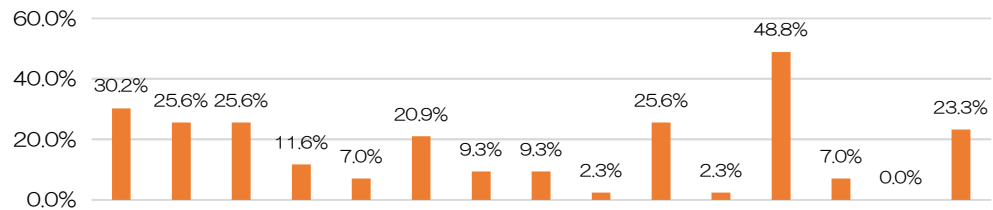
今後の事業展開については、「増加すると見込んでいる」、「横ばいであると見込んでいる」が大半の回答となっています。



上段：回答法人数（件数） 下段：回答割合（%）	回答法人数	増加すると見込んでいる	横ばいであると見込んでいる	減少すると見込んでいる	わからない
全体（N=24）	24	12	10	0	2
	-	50.0%	41.7%	0.0%	8.3%

問7 円滑な事業運営を進める上で、改善したい（してもらいたい）経営上の課題
はありますか。（複数回答可）

69 事業所のうち、43 事業所が改善したい（してもらいたい）経営上の課題があると回答しています。「報酬単価の低さ」が48.8%で最も多く、次いで「利用者の確保」が30.2%、「サービス内容や質の向上」、「支援員の確保」、「町等関係機関との調整」が25.6%となっています。



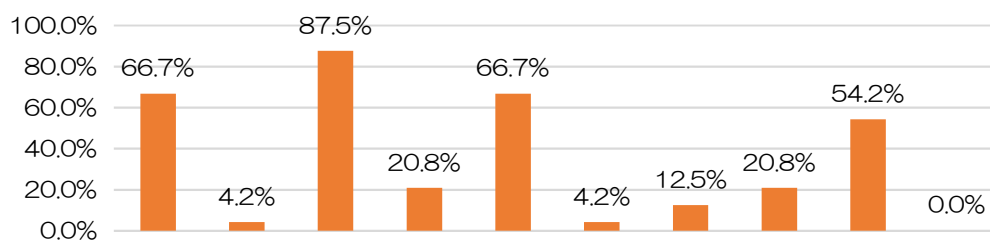
	回答事業所数	利用者の確保	サービスの内容や質の向上	支援員の確保	事務職員の確保	労働条件の改善	職員の資質向上	施設・設備の改善	事務作業量増大への対応	事務運営のための情報の入手	町等関係機関との連携	町民・近隣住民の理解	報酬単価の低さ	経営ノウハウの習得	特に経営上の課題はない	その他
上段：回答事業所（件数） 下段：回答割合（%）																
全体（N=43）	43	13	11	11	5	3	9	4	4	1	11	1	21	3	0	10
	-	30.2%	25.6%	25.6%	11.6%	7.0%	20.9%	9.3%	9.3%	2.3%	25.6%	2.3%	48.8%	7.0%	0.0%	23.3%
居宅介護（ホームヘルプ）	6	1	4	3	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	2
重度訪問介護	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
同行援護	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
生活介護	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	3	2	0	1	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0
就労継続支援A型	6	2	1	1	0	0	2	1	0	0	0	0	5	0	0	0
就労継続支援B型	3	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
児童発達支援	7	3	0	2	2	0	2	1	1	0	3	0	4	1	0	1
放課後等デイサービス	9	2	0	2	2	1	3	0	1	0	4	0	5	2	0	3
計画相談支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
日中一時支援事業	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1

【主なその他の意見】

- ・障がい名は同じでも特性に大きな違いがあり、支援をする上で悩むことが多い。しかし相談や研修を行う機関が少ないことが課題。各機関との連携を図る必要がある。（居宅介護・同行援護）
- ・ヘルパーの確保（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）
- ・教育、保育、関係機関との連携（児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援事業）
- ・教育機関との連携（放課後等デイサービス）
- ・教育機関との連携、利用者の円滑な受入れ体制の整備（放課後等デイサービス）

問 8 災害時の備えとして、取り組んでいることはありますか。（複数回答可）

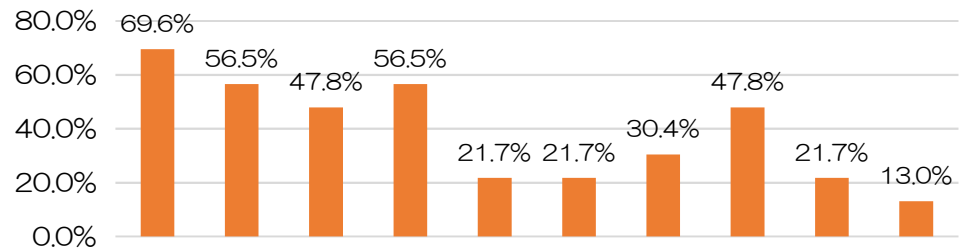
災害時の備えとして、87.5%の法人が「防災訓練を実施している」と回答しています。また、半数以上の法人が「防災計画を作成している」、「災害時における緊急連絡についての対応手順の教育・訓練を実施している」、「災害時に利用者の安否確認を行うこととなっている」と回答しています。



上段：回答法人数（件数） 下段：回答割合（%）	回答法人数	防災計画を作成している	業務継続計画（BCP）を作成している	防災訓練を実施している	設備・機器類の地震対策を実施している	災害時における緊急連絡についての対応・手順の教育・訓練を実施している	災害時における設備（機器類・システム）復旧に関する対応手順の教育・訓練を実施している	福祉避難所としての指定を受けている	施設の防火対策（不燃化・スプリンクラーの設置等）を実施している	災害時に利用者の安否確認を行うことになっている	その他
	24	16	1	21	5	16	1	3	5	13	0
全体（N=24）	-	66.7%	4.2%	87.5%	20.8%	66.7%	4.2%	12.5%	20.8%	54.2%	0.0%

問 9 地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みは、何だと思われますか。
(複数回答可)

地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みとしては、「身近な相談体制の充実」が69.6%で一番多く、次いで「グループホームやショートステイの整備促進」及び「地域住民の理解や共生の意識づくり」が56.5%、「高齢障がい者への対応」及び「ボランティア等による地域ぐるみの支援」が47.8%となっています。



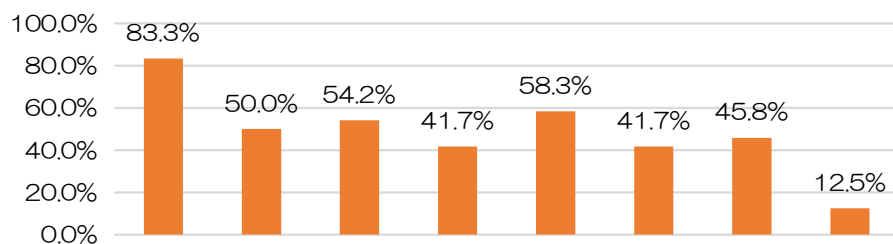
	回答法人数	身近な相談体制の充実	グループホームやショートステイの整備促進	高齢障がい者への対応	地域住民の理解や共生の意識づくり	障がい種別によらないサービス提供	移動支援サービスの拡充	医療的ケアの必要な重度障がい者サービスの拡充	ボランティア等による地域ぐるみの支援	重度障がい者の日中活動の場づくり	その他
上段：回答法人数（件数）											
下段：回答割合（%）											
全体（N=23）	23	16	13	11	13	5	5	7	11	5	3
	-	69.6 %	56.5 %	47.8 %	56.5 %	21.7 %	21.7 %	30.4 %	47.8 %	21.7 %	13.0 %

【主なその他の意見】

- ・誰もが安心して利用できる在宅医療・在宅介護の拡充。緊急時にいつでも利用できるシェルター機能。市町村や県独自の不動産会社との住居供給システムの構築。
- ・障がい者差別解消法、障がい者虐待防止法などの周知、情報の発信
- ・資金、人材の確保

問10 障がいのある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組みは何だと思われますか。（複数回答可）

障がいのある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組みとしては、「学校・放課後等デイサービス・放課後児童クラブとの連携など、福祉と教育・保育との連携」が83.3%で一番多く、次いで「相談体制の充実」が58.3%、「地域住民の理解や共生の意識づくり」が54.2%となっています。



	回答法人数	学校・放課後等デイサービス・放課後児童クラブとの連携など、福祉と教育・保育との連携	地域の保育園、幼稚園、学校の受け入れ態勢の整備	地域住民の理解や共生の意識づくり	シヨートステイなどの緊急時対応のサービスの整備	相談体制の充実	医療的ケアが必要な重度障がい児サービスの整備	ボランティア等による地域ぐるみの支援	その他
上段：回答法人数（件数）									
下段：回答割合（%）									
全体（N=24）	24	20	12	13	10	14	10	11	3
	-	83.3 %	50.0 %	54.2 %	41.7 %	58.3 %	41.7 %	45.8 %	12.5 %

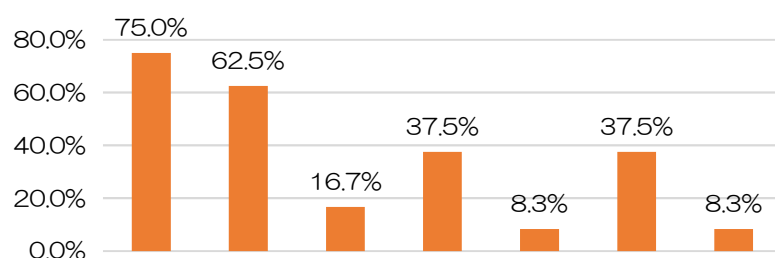
【主なその他の意見】

- ・連携先としては、学校・放課後等デイサービス・放課後児童クラブだけでなく、警察や弁護士、医療機関なども含めた多職種で構成する。
- ・ひとり親に対する相談支援体制の充実。
- ・家族支援、兄弟支援、行政と教育委員会と福祉の連携、保育士や教師等への知識向上へ向けた学習する機会などの整備
- ・大人たちの知識の底上げ、研修会

問11 障がい者の相談支援を進めるために、必要な取り組みについてお答えください。（選択は3つまで）

障がい者の相談支援を進めるために必要な取り組みとしては、「身近な相談や必要な情報の提供又は権利擁護のための援助を行う障害者相談支援事業」が75.0%で一番多く、次いで「障害福祉分野と保育園、幼稚園、学校との相談連携の促進」が62.5%となっています。

なお、相談する機関は一定数ありますが、連携や周知が不十分である一面もあるため、点と点をつなぐための支援体制の構築や、更なる周知啓発も重要であると考えられます。



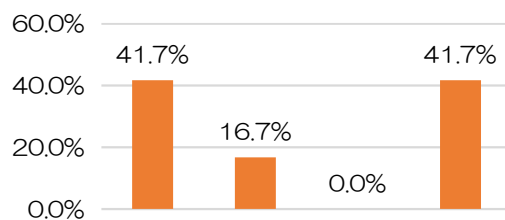
上段：回答法人数（件数） 下段：回答割合（%）	回答法人数	身近な相談や必要な情報の提供または権利擁護のための援助を行う障害者相談支援事業	障害福祉分野と保育園、幼稚園、学校との相談連携の促進	民生児童委員、民生委員との地域連携	障がい児の療育、養護施設との相談連携の促進	成年後見制度の利用促進	差別事例への対応や虐待防止などの権利擁護活動	その他
全体（N=24）	24	18	15	4	9	2	9	2
	-	75.0%	62.5%	16.7%	37.5%	8.3%	37.5%	8.3%

【主なその他の意見】

- ・ワンストップで相談を受けられる場所の確保と周知。
- ・ご利用児と関わる関係機関との定期的な連携。

問 1 2 事業所の活動や、障がいのある人に対する地域住民の理解はありますか。

事業所の活動や、障がいのある人に対する地域住民の理解については、「よく理解されている」及び「わからない」と答えた法人がともに 41.7%であった一方で、「あまり理解されていない」と答えた法人が 16.7%でした。



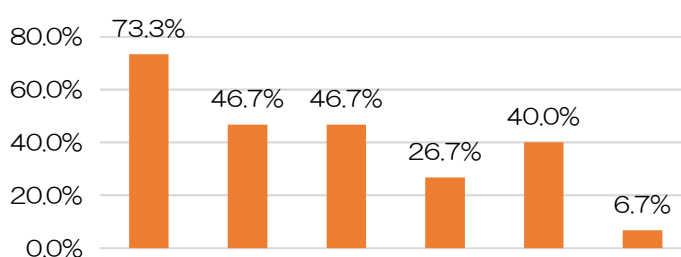
上段：回答法人数（件数） 下段：回答割合（%）	回答法人数	よく理解されている	あまり理解されていない	まったく理解されていない	わからない
全体（N=24）	24	10	4	0	10
	-	41.7%	16.7%	0.0%	41.7%

問13 地域住民の理解が得られていない理由は、何だと思われますか。

(複数回答可)

地域住民の理解が得られていない理由としては、「地域住民と障がい者との交流機会を設けることができていない」が73.3%で一番多く、次いで「利用者や職員が地域活動に参加できていない」及び「地域団体への情報発信ができていない」が46.7%となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所が多方面に対して周知啓発を行う機会が減少したり、地域や学校等に対して学習会等を実施する機会がなくなったりしたのも事実であり、回答結果に影響を及ぼした可能性があります。



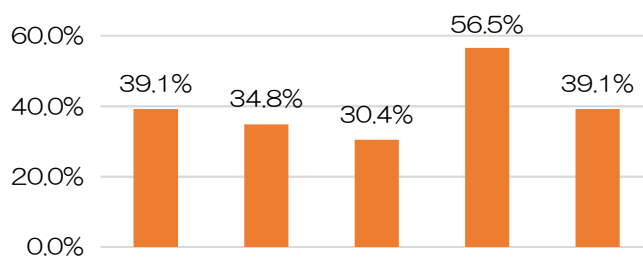
	回答法人数	地域住民と障がい者との交流機会を設けることができていない	利用者や職員が地域活動に参加できていない	地域団体への情報発信ができていない	新しくできた施設であり地域とのつながりがない	地域住民のボランティア参加の機会をつくれていない	その他
上段：回答法人数（件数）							
下段：回答割合（%）							
全体（N=15）	15	11	7	7	4	6	1
	-	73.3%	46.7%	46.7%	26.7%	40.0%	6.7%

【主なその他の意見】

- 地域住民の方は、実際にはどう考えているのかわからない。

問14 町が地域生活支援拠点等を整備するに当たり、拠点の5つの機能のうち、貴事業所で協力いただける機能は何ですか。（複数回答可）

拠点の5つの機能のうち、協力いただける機能としては、「体験の機会・場の提供」が56.5%と一番多く、それ以外の4つの機能についても一定数の協力が得られる状況であることが伺えます。



上段：回答法人数（件数） 下段：回答割合（%）	回答法人数	相談支援	地域の体制づくり	緊急時の受入れ・対応	体験の機会・場の提供	専門性
全体（N=23）	23	9	8	7	13	9
	-	39.1%	34.8%	30.4%	56.5%	39.1%

4 利用者アンケート調査

障害福祉サービス及び障害児通所支援サービス利用者に対して、アンケート調査を実施しました。本計画に反映させるとともに、今後の施策展開に活用していきます。

①調査期間

令和2年11月12日から12月4日まで

②調査方法

郵送にて調査を行いました。

③回収結果

調査数	有効回収数	有効回収率
574 件	281 件	48.9%

※障害福祉サービス利用者 297 名、障害児通所支援利用者 301 名

※サービスの重複利用者を除き、574 件の調査数となっている。

※調査結果は、ホームページに掲載。

Ⅲ サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

1 障害福祉サービスの提供体制の確保

◆ 1 必要とされる訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の充実を図り、必要な訪問系サービスの保障に努めます。

◆ 2 希望する障がい者等への日中活動サービスの保障

希望する障がい者等に対し、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の保障に努めます。

◆ 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

なお、地域生活への移行を進めるに当たっては、重度・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、適切にニーズの把握に努めるとともに、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの保障に努めます。

また、地域生活支援拠点等の整備については、本町単独で面的整備を進めることとし、基幹相談支援センターを核とした相談支援機能の充実に努めつつ、他の4つの機能（地域の体制づくり、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門性）の整備を進めるとともに、今後増えることが予想される高齢障がい者へも適切に対応することができるよう、地域包括支援センターや高齢者支援施設、医療機関などの関係機関との連携強化を含めた機能の充実を図っていきます。

◆ 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていきます。

また、障がい者の一般就労の推進の観点から障がい者雇用に理解のある企業をリストアップするなどして、障がい者就労施設と一般企業の連携体制等の構築についても検討していきます。

◆ 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援体制の整備を図っていきます。

◆ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見を解消するための幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知に努めるとともに、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援体制の構築に努めます。

2 相談支援体制の確保

◆ 1 相談支援体制の構築

障害福祉サービスや、障害児通所支援の利用に当たって作成されるサービス等利用計画及び障害児支援利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるための体制の確保及びその維持が重要であるため、指定特定・障害児相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

また、地域の障がい福祉の中核として、指定特定・障害児相談支援事業所への助言・指導や地域の関係機関との連携体制を構築するために基幹相談支援センターを設置し、十分な実務経験を有する主任相談支援専門員や、精神保健福祉士といった専門職員を配置します。

◆ 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進んでくると、障害者支援施設等に入所している障がい者や、精神科病院に入院している障がい者等が、地域生活へ移行するために必要な支援ニーズが顕在化してくるため、そのニーズを的確に把握し、地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保に努めます。

また、障害者支援施設等、又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

◆ 3 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援のためには、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であるため、平成26年度から実施している「菊陽町障害児巡回・相談支援事業」の更なる充実を図るとともに、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム等の実施や、当事者同士が気兼ねなく語り合える機会を設けるなど、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の構築に努めます。

◆ 4 協議会の設置等

障がい者等への支援体制の整備を図るため、現在、菊池圏域で設置している「菊池圏域地域自立支援協議会」の更なる充実を図ります。

3 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児支援の体制を整備するに当たっては、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

◆ 1 地域支援体制の構築

障がいの重度化・重複化や多様化に対応するため、地域における中核的な支援施設として位置づけられる児童発達支援センターについて、本町内での設置を模索します。

また、障害児通所支援や障害児入所支援から、障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、行政機関同士の連携はもとより、学校や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図りながら、支援体制の構築に努めます。

◆ 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児の早期発見及び早期支援並びに健全な育成を進めるために、母子保健施策と緊密な連携を図ります。

また、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう、学校、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、就労移行支援事業所等の障害福祉サービスを提供する事業所等との連携体制の構築に努めるとともに、教育委員会との連携も継続して行います。

なお、保護者が子どもの成長に合わせた支援の流れがイメージしやすいような資料を作成するなど、工夫しながら取り組んでいきます。

◆ 3 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築に努めます。

◆ 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児支援のための協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーター（保健師）を福祉課に配置の上、医療的ケア児支援のための地域づくりを進めていきます。

Ⅳ 成果目標、活動指標、地域生活支援事業の充実

1 第6期障がい福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	●地域移行者数：令和元年度末施設入所者の<u>6%以上</u> ●施設入所者数：令和元年度末の<u>1.6%以上削減</u>
--------	---

項目	令和元年度 施設入所者数	令和5年度 目標値	移行率 削減率
施設入所者の地域生活への移行者数（人）	30	2	6.7%
施設入所者数（人）		31	3.3%増

※令和5年度における施設入所者数の目標値が国の基本指針を下回っているのは、施設入所者数がグループホームを含めた地域生活への移行を遂げたケースが「第5期障がい福祉計画」期間中になく、現実的に国の基本指針を達成することが困難な状況であるため。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	●各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
--------	--

項目	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所及び取組方針	本町単独で1箇所設置し、年1回以上運用状況を検証及び検討する。なお、本町単独では有しえない機能を圏域で補完し合う。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	●一般就労への移行者数：令和元年度の <u>1. 27倍以上</u>
	うち、就労移行支援事業利用者：令和元年度の <u>1. 30倍以上</u>
	うち、就労継続支援A型利用者：令和元年度の <u>1. 26倍以上</u>
	うち、就労継続支援B型利用者：令和元年度の <u>1. 23倍以上</u>
	●就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
	●就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

項目	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値	増加率
福祉施設から一般就労への移行者数（人） ※全体：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	4	7	1.75倍
うち、就労移行支援事業の利用者数（人）	1	2	2.00倍
うち、就労継続支援A型事業の利用者数（人）	1	2	2.00倍
うち、就労継続支援B型事業の利用者数（人）	2	3	1.50倍
合 計	4	7	

項目	令和5年度 目標値	達成率
就労定着支援事業の利用者数（人）	5	71%
就労定着率8割以上の事業所数（箇所）	1	100%

※本町における就労定着支援事業所は1箇所

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	●令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
------------	---

項目	目標設定の考え方
体制確保の考え方	令和3年度に本町単独で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る。

(5) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

国の 基本指針	●令和5年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。
------------	--

項目	目標設定の考え方
体制構築の考え方	令和5年度までに、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行うための体制を構築する。また、自立支援審査支払システム等を活用し、給付費支払事務の適正化に資する体制を構築する。

2 障害福祉サービスの充実（活動指標）

（１）訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、買い物等の家事など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がい、又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する者のうち、四肢麻痺などのために介護の必要性が特に高いと認められた者に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助などのサービスを包括的に提供します。

② 第6期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護等	時間	1,716	2,345	2,326	2,842	3,492	4,333
	人	52	52	53	54	55	56
(居宅介護)	時間	499	460	450	428	407	387
	人	44	44	44	44	44	44
(重度訪問介護)	時間	1,179	1,849	1,845	2,368	3,039	3,900
	人	3	4	5	5	6	7
(同行援護)	時間	38	36	31	36	36	36
	人	5	4	4	4	4	4
(行動援護)	時間	0	0	0	10	10	10
	人	0	0	0	1	1	1
(重度障害者等包括支援)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

訪問系サービスは、地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供が求められます。居宅介護及び同行援護は、今後も一定数の利用のニーズが見込まれますが、ヘルパー不足が喫緊の課題となっています。

また、障がいの重度化により、重度訪問介護利用者に増加の兆しが見られます。真に必要なサービスを提供するためには、国庫負担基準を超えた支援が必要な場合が多いため、必要な財源の確保に努めていきます。

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなく障がいの特性に応じた対応ができるよう、ホームヘルパーの養成や資質の向上を図るとともに、必要なサービス量を確保するためにサービス提供体制の整備を進めていきます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なりハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。
就労継続支援(A 型)	一般就労が困難な 65 歳未満の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や、能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(原則雇用契約あり)
就労継続支援(B 型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや、常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。なお、福祉型とは障がい者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。

② 第6期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	平成 5年度
生活介護	人日	1,325	1,399	1,484	1,571	1,663	1,760
	人	68	72	75	79	83	90
自立訓練 (機能訓練)	人日	6	13	2	3	4	5
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	65	39	20	20	20	20
	人	5	3	2	1	1	1
就労移行支援	人日	150	176	191	216	244	276
	人	10	12	11	12	13	15
就労継続支援 (A型)	人日	1,244	1,126	1,122	1,067	1,015	966
	人	62	56	56	56	56	56
就労継続支援 (B型)	人日	710	754	878	978	1,089	1,213
	人	44	49	54	60	67	94
就労定着支援	人	0	2	4	2	2	3
療養介護	人	12	13	12	12	12	12
短期入所(医療型)	人日	10	9	9	9	9	9
	人	3	2	2	2	2	2
短期入所(福祉型)	人日	55	61	61	68	76	85
	人	11	12	12	14	16	18

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行います。

障がいの重度高齢化により、生活介護サービスについては今後も利用ニーズが高まることが予想されるため、受け皿の確保に取り組んでいきます。

就労継続支援A型については、利用者が減少傾向にあります。当面、新規事業所の開設は控えるところですが、サービスを必要とする者の利用に支障が生じることがないように、関係機関と連携を図りながら、サービス提供体制の維持に努めていきます。

就労継続支援B型については、障がい者の地域移行を進める上で、今後重要になると考えており、サービス提供体制の確保を進めていきます。

日中活動系サービスの確保に当たっては、本町内だけではなく、菊池圏域において必要な施策を検討するとともに、国や県に対しても支援体制の充実などを求めています。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

② 第6期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人	0	0	0	1	2	3
共同生活援助	人	31	30	33	35	37	39
施設入所支援	人	27	30	31	31	31	31

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の親の高齢化、地域生活支援拠点等の整備、地域移行支援の推進等により、知的障がいのある人や精神障がいのある人の、将来的なグループホーム利用のニーズは高くなると考えられます。

今後、地域生活支援拠点等の機能の充実を図っていく中で、障がい者の地域移行先となりうるグループホームの整備検討を行っていくとともに、増えることが予想される高齢障がい者へも適切に対応することができるよう、地域包括支援センターや高齢者支援施設、医療機関などの関係機関との連携強化に努めていきます。

施設入所支援については、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めるとともに、地域生活への移行を促進する取組を進めます。

平成30年度より新規に設けられた自立生活援助については、地域において単身で暮らしたいという利用者のニーズに、的確に対応する上で有効なサービスであるため、利用の促進に努めていきます。

(4) 相談支援

① サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人に対して、定期的な面接や退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

② 第6期障がい福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人	46	47	53	57	62	67
地域移行支援	人	0	1	1	2	3	4
地域定着支援	人	0	0	0	2	3	4

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画は、サービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、令和3年度から設置する基幹相談支援センターによる指定特定・障害児相談支援事業所への助言体制を確立したり、菊池圏域地域自立支援協議会と連携して研修を実施したりして、地域の相談支援体制の強化に努めます。

精神科病院等から、地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行などを行う「地域移行支援」と、ひとり暮らしの障がいのある人に対する地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などを行う「地域定着支援」を活用できるよう方策の検討を進めるとともに、広報・周知に努めます。

3 その他の活動指標

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【活動指標】

項目	令和3年度 利用者数見込み (人/月)	令和4年度 利用者数見込み (人/月)	令和5年度 利用者数見込み (人/月)
精神障がい者の 地域移行支援	1	2	3
精神障がい者の 地域定着支援	1	2	3
精神障がい者の 共同生活援助	18	19	20
精神障がい者の 自立生活援助	1	2	3

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催 回数(回)(※1)	6	6	6
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関 別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ご との参加人数(人)(※2)	8	10	12
保健、医療、福祉関係者による協議の場にお ける目標設定及び評価の実施回数(回)	2	2	2

(※1) 2か月に1回の開催を想定

(※2) 1年間の平均人数

(2) 相談支援体制の充実・強化等

【活動指標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)	10	20	30
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	3	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)	3	5	5

(3) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【活動指標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(人)(※)	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	有
(共有する体制が有の場合)それに基づく実施回数(回)			1

(※) 研修ごとの参加人数

4 第2期障がい児福祉計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	●各市町村に少なくとも1箇所以上設置 ●市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置
--------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 設置数	令和5年度 目標値
児童発達支援センターの設置	本町に1箇所設置	圏域に2箇所	本町に1箇所

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針	●すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
--------	----------------------------------

指標	目標設定の考え方	令和元年度 設置数	令和5年度 目標値
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	本町に1箇所以上設置	0	本町に1箇所

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

国の基本指針	●各市町村に少なくとも1箇所以上確保 ●市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保
--------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 設置数	令和5年度 目標値
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	本町に1箇所設置	0	本町に1箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	本町に1箇所設置	1	本町に1箇所

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	●各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
--------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 設置数	令和5年度 目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	本町単独で設置。なお、広域的な連携に当たって、圏域単位でも設置する。	圏域単位	本町単独 圏域単位

(※) 本町単独での設置を基本とするが、単独では有し得ない機能を圏域で補完し合う。

(5) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

国の基本指針	●各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
--------	---

指標	目標設定の考え方	令和元年度 配置数	令和5年度 目標値
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	本町に保健師を1名配置	0	1

5 障がいのある児童を対象としたサービスの充実（活動指標）

（１）児童発達支援

① サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

② 第２期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人日	484	508	579	634	695	761
	人	69	82	88	108	122	138
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	5	5	5
	人	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日	1	1	0	5	5	5
	人	1	1	0	1	1	1

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

巡回支援専門員整備事業の実施により、発達障がい児等の早期発見・早期支援に努めているため、今後も児童発達支援は利用増加が見込まれます。利用者の増加に対応できるよう、事業所の確保に努めるとともに、関係機関との連携や庁内体制の充実に継続して取り組んでいきます。

(2) 放課後等デイサービス

① サービスの内容

サービス名	内容
放課後等デイサービス	通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。

② 第2期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等 デイサービス	人日	1,225	1,376	1,705	2,014	2,379	2,811
	人	134	154	165	184	196	215

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

放課後等デイサービスは利用ニーズが高く、利用実績も増加し続けています。今後も、利用者の増加に対応できるよう、事業所の確保に努めるとともに、関係機関との連携や庁内体制の充実に継続して取り組んでいきます。

併せて、放課後等デイサービス事業所の質の向上を図るため、菊池圏域地域自立支援協議会の子ども部会菊陽支部で対策を検討します。

(3) 保育所等訪問支援

① サービスの内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を、現在利用中の障がいのある児童、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

② 第2期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等訪問支援	人日	5	6	7	9	11	14
	人	5	6	7	9	11	14

③見込量確保の方策及び今後の方向性

保育所等訪問支援は、療育現場で行われている療育内容を、保育園や学校現場でも同様に取り入れることにより、統一性のある支援がなされるために有効な手段であるため、積極的に利用がなされるよう、継続して周知啓発に努めていきます。

（４）障害児相談支援

① サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

② 第２期障がい児福祉計画におけるサービス見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児相談支援	人	42	52	62	76	93	114

③ 見込量確保の方策及び今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために障害児相談支援を実施します。障害児支援利用計画は、サービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、令和３年度から設置する基幹相談支援センターによる指定特定・障害児相談支援事業所への助言体制を確立したり、菊池圏域地域自立支援協議会と連携して研修を実施したりして、地域の相談支援体制の強化に努めます。

6 発達障がい者等に対する支援（活動指標）

ペアレントメンターと協力しながら、茶話会や講演会等の開催を行なうなどの取組を実施していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人） （※）	0	0	12
ペアレントメンターの人数（人）	4	4	6
ピアサポートの活動への参加人数（人）	1	1	2

（※） ペアレントトレーニングや、ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数については、町単独での開催を想定。

7 地域生活支援事業の充実

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

I. 事業の内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などへの理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいに関する理解を深めるための教室や、少しでも多くの地域住民が関心を持って交流できるような内容となるイベントの開催を検討します。事業所訪問や広報活動などを通して、合理的配慮に関しての啓発も推進します。

② 自発的活動支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人などが、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、障がいのある人だけではなく、そのご家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

ボランティア活動支援などを通して、障がいのある人の生活を支えるとともに、見守り活動や社会復帰支援を行うことで、地域住民による自発的な取組を積極的に推進していきます。

③ 相談支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。事業は、本町を含めた菊池圏域の4市町で行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施できるよう、一般的な相談支援事業とあわせて主任相談支援専門員や精神保健福祉士等の専門職員を基幹相談支援センターに配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター機能強化事業	有無	無	無	無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	無	無	無	無	有	有

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の立場にたった相談支援を充実するため、支援者の資質の向上に努めます。各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、障がいのある人の地域生活を支援する観点から、地域包括支援センターや発達障害者支援センター等との連携を図ります。

また、地域生活支援拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上で、十分な連携を図っていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

※年間の利用人数

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援 事業	人	1	1	0	1	1	1

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、制度の利用が必要と思われる人には積極的に利用を促進していきます。高齢者支援担当課や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）との連携も図りつつ、成年後見制度の周知及び利用の支援を行います。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律が、平成28年5月に施行されたことに伴い、本町においても判断能力が十分でない方の権利擁護を推進するため、高齢支援担当課と連携の上、成年後見制度の利用促進を担う中核機関として、障がい者権利擁護センターを設置し、権利擁護支援が必要な障がい者等の発見・支援を行い、早期の段階からの相談体制の整備、制度の普及啓発、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見の運用に資する体制の構築に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

本計画の計画期間内において、後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業・⑦ 手話奉仕員養成研修事業

I. 事業の内容

事業名	内容
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。 また、急な派遣依頼による手話通訳者の派遣が困難な場合においては、タブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる手話通訳を提供します。 なお、手話通訳者設置事業は実施しません。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等の、コミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

※年間の人数

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
意思疎通支援事業	人	11	10	9	10	10	10
手話奉仕員 養成研修事業	人	3	5	5	5	5	5

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

意思疎通支援事業については、例年10名前後の利用者数で推移しています。今後も、事業を必要とする方が適切に事業の利用ができるよう、普及啓発に努めていきます。

また、平成31年4月から市町村の地域生活支援事業として位置づけられた遠隔手話通訳サービスについては、導入に向けて検討していきます。

手話奉仕員養成研修事業については、菊池圏域2市2町で、熊本県ろう者福祉協会に事業を委託の上実施しています。手話通訳者等を確保するため、今後も継続して事業を実施していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

I. 事業の内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、そのほかの障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

※年間の件数

用具名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	件	2	3	2	3	3	4
自立生活支援用具	件	6	8	3	4	5	6
在宅療養等支援用具	件	2	5	1	2	3	4
情報・意思疎通支援用具	件	10	7	2	3	4	5
排泄管理支援用具	件	596	597	600	610	620	630
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	4	1	1	1	1

Ⅲ. 見込量確保の方策及び今後の方向性

耐用年数の経過による再支給も含んでいるため、一概に見込が年々増加するとは言えないものの、人口増加に比例して障がい者（児）数も増加傾向にあるため、利用ニーズは増加していくものと思われます。

今後も、必要な人にサービスの提供ができるよう支援を行っていきます。

⑧ 移動支援事業

Ⅰ. 事業の内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等の、外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

Ⅱ. 第6期障がい福祉計画における見込量

※月当たりの値

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	時間	98	93	82	90	100	110
	人	12	9	13	14	15	16

Ⅲ. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、また、利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、障がいのある人、一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる移動手段の確保に努めます。

また、特別支援学校への送迎に係る支援ニーズも増加傾向にあるため、特性に合わせた支援方法と手段の確保策について検討を進めます。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）

Ⅰ. 事業の内容

事業名	内容
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として、Ⅰ型の事業形態を実施していきます。

Ⅱ. 第6期障がい福祉計画における見込量

※月当たりの延べ人数

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター 事業(Ⅰ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	177	184	190	190	190	190

Ⅲ. 見込量確保の方策及び今後の方向性

地域活動支援センターⅠ型については、機能強化事業として本町を含めた菊池圏域の4市町で行い、引き続き同事業を実施していきます。地域活動支援センターの箇所数には変更がありません。

(2) 任意事業

① 福祉ホームの運営

I. 事業の内容

事業名	内容
福祉ホームの運営	福祉ホームは、住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する施設です。本町には、菊陽ハイツという福祉ホームが、菊陽病院の敷地内に1箇所あります。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉ホームの運営	箇所	1	1	1	1	1	1

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

今後も、経済的に困難な状況が発生する人は一定数以上見込まれることから、必要な人に対して情報提供を行い、利用につなげていきます。

② 訪問入浴サービス事業

I. 事業の内容

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

※月当たりの利用人数

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	人	6	6	6	6	6	7

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

自身では入浴を行うことが困難な人に対して、移動入浴車により浴槽を提供の上、入浴の介護を行います。今後も一定数の利用を見込んでいます。

③ 日中一時支援事業

I. 事業の内容

事業名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

※実利用者数

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	人	32	28	16	20	20	20

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人や、障がいのある児童の家族等からのニーズを見込んでいますが、近年は放課後等デイサービス事業所の増にともない、障がい児の利用実績の減少が見られます。

しかし、今後も利用者は一定数を見込んでいるため、事業者の確保を進めるとともに、単価設定の見直しを行うなどし、利用環境の整備に努める必要があります。今後も、放課後等デイサービス事業との調整を図りつつ、日中活動の場の充実を図ります。

④ 巡回支援専門員整備

I. 事業の内容

事業名	内容
巡回支援専門員整備	町の臨床心理士及び保健師並びに巡回支援専門員（言語聴覚士、作業療法士）及び巡回支援保育士により、保育所等への巡回支援を行い、発達障がいの早期発見及び早期支援を行うための体制整備を図るとともに、障がい児に対する総合的な相談支援を実施します。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

※年間をとおしての配置人数

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
巡回支援専門員 (巡回支援保育士)	人	5	3	3	3	3	3

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

保育所等への巡回支援を実施するとともに、障がい児に関する総合的な相談を受ける窓口としての機能のさらなる充実を図ります。また、保育所等への研修を実施するとともに、障がい児の支援に関する関係機関との連携や、調整及びネットワークの構築を推進し、個別支援及び施設支援双方の充実を図っていきます。

なお、町独自で行っている巡回支援専門員による巡回支援は、保育所等の就学前の機関への支援が中心となっており、マンパワーの関係上、小中学校へはほとんど巡回できていません。特別支援学校や地域療育センターによる巡回で賄っており、学校ごとで巡回支援への対応に差が出る要因のひとつとなっています。

今後は、新たな巡回支援体制を構築するとともに、すべての学校に対して均等にかつ必要に応じて巡回支援が提供できるよう、教育委員会とも協議しながら取り組んでいきます。

⑤ 障害支援区分認定等事務

I. 事業の内容

事業名	内容
障害支援区分認定等事務	障害福祉サービスの円滑な利用に資するため、障害支援区分を認定するに当たり、次の事業を実施します。 ・障害支援区分の認定に係る審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる。 ・障害支援区分の認定に係る調査を実施する障害認定調査員を雇用する。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

※年間をとおしての件数・配置人数

サービス名		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害支援区分認定	件	64	38	58	65	40	60
障害認定調査員	人	2	1	1	1	1	1

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障害支援区分における認定調査や医師による意見書作成、判定のための審査会の運営を行うことで、障がいのある人のサービス利用につなげていきます。今後も適切な判定が行えるよう努めます。

⑥ 自動車運転免許取得・改造助成

I. 事業の内容

事業名	内容
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

II. 第6期障がい福祉計画における見込量

サービス名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込み	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許 取得助成	人	2	0	2	2	2	2
自動車改造助成	件	0	1	2	2	2	2

III. 見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人が自身で運転して移動ができるように、免許取得・車両改造に関する助成を行います。移動ができることにより、生活の質の向上につながると考えられることから、今後も充実を図ります。

V 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・保育園・学校、障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

（１）行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

（２）地域・家庭・保育園・学校の役割

地域や家庭、保育園、学校で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

（３）障がい者当事者団体・障害福祉サービス等提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。

障害福祉サービス等提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

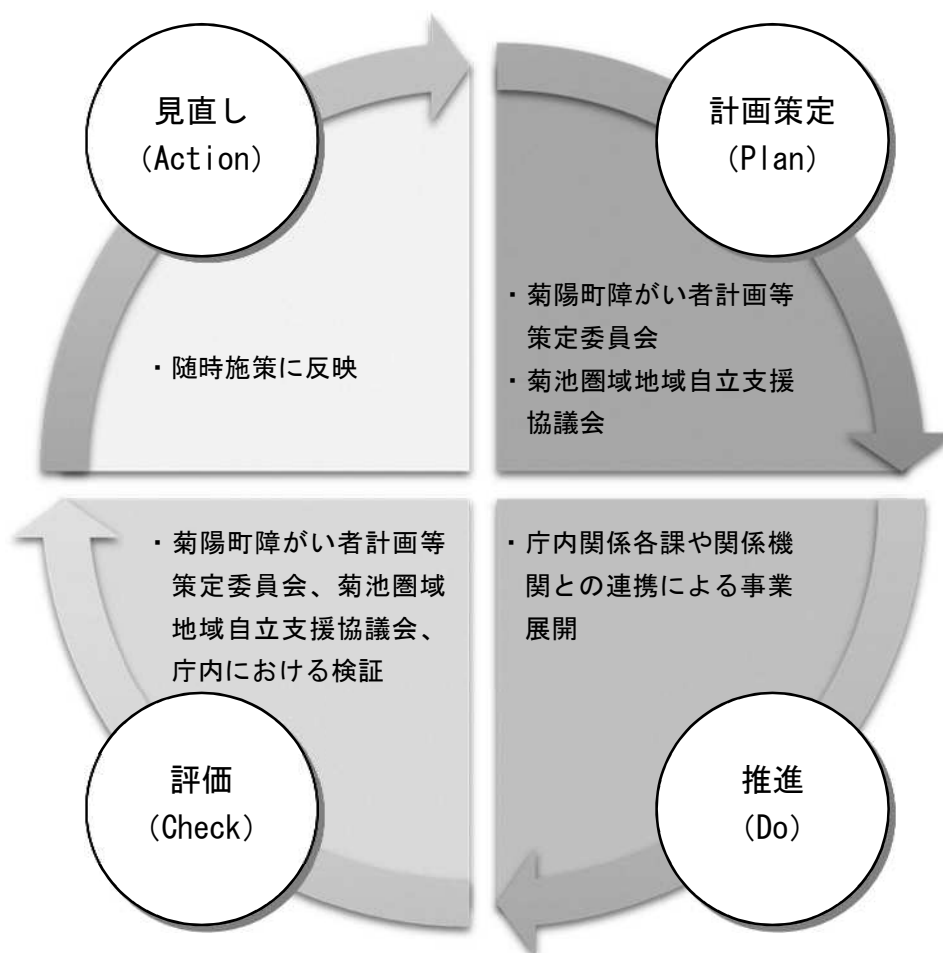
企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には、障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供者等を構成員とする「菊池圏域地域自立支援協議会」及びその専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。

また、年1回は障がい者計画等策定委員会を開催し、評価・分析を行うこととします。



資料編

1 菊陽町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉計画策定のため、菊陽町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい関係事業所
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から翌々年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条の規定により委員会の会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人及び法人に関する情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉生活部福祉課において行う。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(菊陽町障害者計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 菊陽町障害者計画策定検討委員会設置要綱(平成 12 年要綱第 21 号)

(2) 菊陽町障害者計画策定委員会設置要綱(平成 12 年要綱第 23 号)

附 則(平成 23 年 2 月 14 日要綱第 4 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日要綱第 37 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 1 日告示第 1 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

2 計画策定委員会委員名簿

菊陽町障がい者計画等策定委員会 委員名簿

番号	氏名	所属及び役職	要 綱	備考
1	今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部 非常勤講師	学識経験者	○
2	佐藤 彌	菊陽町民生委員児童委員協議会 会長	福祉関係 団体	
3	服部 誠也	菊陽町社会福祉協議会 事務局長	〃	
4	岸田 年弘	菊陽町身体障がい者福祉協会 会長	障がい者 団体	
5	坂田 義美	菊陽町手をつなぐ心障者の会 つくしんぼ 会長	〃	
6	萩原 ひとみ	精神障がい者 家族の代表	〃	
7	川野 美由紀	菊池地域難病友の会 菊池にじの会 代表	〃	
8	田中 健二郎	(社)菊陽会 熊本菊陽学園 総括施設長	障がい関係 事業所	
9	池田 靖史	NPO法人やすらぎ福祉会 やすらぎハウス 所長	〃	
10	荒木 幸代	(株)アンジュ 就労継続支援A型・B型事業所 天使の郷 代表取締役	〃	
11	北村 聡一郎	NPO法人チャイルドサポート きくち こども発育支援センター えるぴあ 代表	〃	
12	馬着 隆介	(医)芳和会 きくよう地域生活支援センター 施設長	〃	
13	眞鍋 和代	ペアレントメンター	その他町長 が必要と 認めた者	
14	岩下 美穂	菊陽町健康・保険課 課長補佐兼保健予防係長	〃	

※敬称略

○＝委員長

3 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
令和2年10月28日	第1回策定委員会	・ 現行計画の進捗状況について（分析・評価） ・ 計画策定に当たっての諮問 ・ 計画骨子案について
令和2年11月12日 ～12月4日	【利用者アンケートの実施】 調査地域：菊陽町全域 調査対象者：障害福祉サービス及び障害児通所支援サービス利用者（574件） 障害福祉サービス利用者 297名 障害児通所支援サービス利用者 301名 ※サービスの重複利用者を除く 調査期間：令和2年11月12日から12月4日 調査方法：郵送による配布・回収 回収率：48.9%	
令和2年11月17日 ～12月4日	【事業所アンケートの実施】 調査地域：菊陽町全域 調査対象：菊陽町内におけるサービス提供事業所 24法人(69事業所) 調査期間：令和2年11月17日から12月4日 調査方法：電子メール及びファックス 回収率：100%	
令和3年1月20日	第2回策定委員会	・ 計画素案の検討
令和3年3月24日	第3回策定委員会	・ 計画案の協議 ・ 計画案の承認 ・ 計画案の答申

**第6期菊陽町障がい福祉計画
第2期菊陽町障がい児福祉計画**

発行年月 令和3年3月

編集・発行 菊陽町 福祉課 障がい福祉係

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

TEL:096-232-4913

FAX:096-232-4923